

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県秦野市長

## 公表日

令和2年6月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規程に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)及び秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21日条例第21号)に基づき、外国人に対しても特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法による保護の決定及び実施 ② 就労自立給付金の支給 ③ 進学準備給付金の支給 ④ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム(生活保護システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第15項) 番号法第9条第2項 秦野市個人番号の利用事務を定める条例第3条別表 第1の項及び第13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第1号 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) 番号法第19条第8号 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項) 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所 総務部 文書法制課 0463(82)5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活援護課 0463(82)7393

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規程に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)及び秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21日条例第21号)に基づき、外国人に対しても特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法による保護の決定及び実施 ② 就労自立給付金の支給 ③ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規程に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)及び秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21日条例第21号)に基づき、外国人に対しても特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法による保護の決定及び実施 ② 就労自立給付金の支給 ③ 進学準備給付金の支給 ④ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第15項) 秦野市個人番号の利用事務を定める条例第3条 第1	番号法第9条第1項 別表第1(第15項) 番号法第9条第2項 秦野市個人番号の利用事務を定める条例第3条別表 第1の項及び第13の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) 番号法第19条第4号 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項) 番号法第19条第14号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第1号 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項) 番号法第19条第8号 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項) 番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 生活福祉課	福祉部 生活援護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市 政策部 文書法制課 0463-82-5119 (直通)	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所 総務部 文書法制課 0463(82)5119	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市 福祉部 生活福祉課 0463-82-7393 (直通)	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活援護課 0463(82)7393	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第1号 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項) 番号法第19条第8号 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項) 番号法第19条第8号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第1号 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) 番号法第19条第8号 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項) 番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。